

○牛個体識別データ取得に関する留意事項

1. 第Ⅰ期対策からの継続者のみの場合は、同意書の提出は不要です。別記の同意管理者リスト（管理者の押印不要）のみ電子メールにて下記送付先にお送りください。（家畜改良センターでの照合作業等の迅速化を図るため、リストの管理者名は前回と同じ並びにしてください。）

なお、新規の対象者がいる場合は一番下の欄に追加し、備考欄に「新規」と記載願います（管理者の押印が必要）。

送付先 e-mail: id_jouhouka@nlbc.go.jp

2. 家畜改良センターから提供されるデータについてはパスワードにより保護されております。

パスワードはセンターの規程により、利用者の電話にて送りますので、必ず連絡が取れる番号の記載をお願いします。

3. 本事業では数多くの利用申請が見込まれております。データの提供については、本来、電子メールの他、印刷物による郵送、CD-Rによる郵送がありますが、効率的な執行のため、電子メールによる送信のみとします。（なお、申請にかかる利用料については、事業実施主体（中酪農会議）が一括で家畜改良センターに支払います。）

4. 本事業の実施により、生産者が令和4年11月1日時点の牛の異動の届出漏れによる修正申告が行われる可能性があります。
本事業の飼養頭数は家畜改良センターの牛個体識別台帳データを持って頭数とみなしますので、牛の異動があった場合は速やかに届け出

て、提供までに台帳に記録しておく必要があります。転出の届出漏れによる過払い等は補助金返還の対象となりますので、きちんと確認し、届出漏れがあった場合は速やかに異動の届出をするよう、ご指導いただければと思います。